

〈相模原市〉

対象業務委託契約の受注者に対する聴き取り調査結果

1. 目的

対象業務委託契約は、契約後半年以上が経過しており、条例の施行時から求められている実効性等について、一定の状況を確認する必要があることから、対象業務委託契約の受注者及び業務に従事する労働者に意見聴取することとした。労働者については、面識のない労働者に市より直接、意見等を聞き取ることは現実的に困難であるため、業務委託契約の受注者を經由しアンケートを実施した。

2. 調査方法

平成25年1月7日～平成25年1月21日の間に、対象業務委託契約の受注者である会社の意見を代表できる人に来庁いただき、概ね30分から1時間程度、条例の周知状況や公契約条例に対する感想等について意見を伺った。なお、この際、労働者アンケートの回答を集約していただき、当日持参していただいた。

○調査対象者：17社

○労働者アンケート回答者：145人

3. 受注者からの回答（口頭での意見を聴きとったもの）

質問項目	主な回答内容（口頭での意見を聴きとったもの）
条例の内容（労働報酬下限額、申出、不利益を受けないこと等）の周知について	周知は全者行ったと回答があったが、周知方法は多くの業者が口頭と回答した。条例の規定では、「掲示又は書面で交付することを規定しているため、周知方法の指導を行うとともに、適正な周知方法の徹底が課題となった。
平成24年度の労働報酬下限額885円について	①850円が相模原市の地域の時給としては上限であるから、885円は、地域相場の金額ではない。 ②公契約条例の対象となり、入札の条件に示されているなら、それに合わせて入札するだけである。 ③会社設立当初より、最低賃金で良いのかという思いでいたが、最低賃金にも公契約賃金にも追いつかれ経営の努力不足を感じる。 ④労働者に質の良い作業を求める動機として利用でき、大変有効。 ⑤850円もあれば900円もある中で平均的な金額だと思う。
最低賃金法の最低賃金額より高い労働報酬下限額を設定することについて	①困ることはない。適正価格で入札が行われている。 ②賃金としては労働報酬下限額を上回ってるので問題ない。 ③公契約条例は是とするが賃金の水準を生保にしたことが間違い。 ④下限を定めるのは良いが基準を間違えると困ったことになる。 ⑤最低賃金額との隔たりが大きくなると業者としては厳しい。 ⑥労働者のモチベーションを高めるためにも、最低賃金と労働報酬下限額に差があった方が良い。

今後、労働報酬下限額が引き上がった場合に生じる課題や問題点について	①引きあがることは経営的に厳しい。 ②引きあがった分、市が積算に反映しているのなら問題ない。
労働状況台帳の作成について	全者が大きな負担には感じていないとの回答であった。
公契約条例に対する要望・感想について	○要望 ①適正な積算を反映してほしい。 ②積算を高めた方が良い。落札した額が予算となっている。 ③市も積算できる人を育ててほしい。 ④プロポーザルやコンペで質の競争を進めていくことが重要。履行評価をしてほしい。 ○感想 ①最低制限価格を設定したことは望ましい。 ②税金を使ったメリットは何なのか。議会で質問されたらどう答えるのか。 ③会社としては、公契約条例はメリットがない。実態と条例がリンクしていない。 ④少し高い金額だからといって労働者の労働意欲は高まるか疑問。 ⑤民間の仕事を受けているが、6年間契約金額が上がっていない。最低賃金は上がっているのに、その分は会社の利益が上がっていない。6年前は736円だった。100円上がるのは大きい。 ⑥公契約条例は、会社としてもいい面、悪い面がある。どちらとも言えない。 ⑦低い落札率で仕事を受注した業者がいる。実行予算を考えれば、どう考えても無理だろうと思う。 ⑧働いている人は885円と公契約条例の意味を理解してはいないと思う。 ⑨公契約条例をやる以上は業界の底上げになってほしい。ダメならダメでその理由を検証すればよい。何も変わらないのが一番困る。検証しようもないから。

対象業務委託契約の業務に従事する労働者アンケート集計結果

質問1 あなたは、ご自身が働いている仕事が、相模原市公契約条例の対象業務であることを知っていますか。

知っている	知らない	無回答
120人	25人	0人

質問2 あなたは、ご自身が働いている仕事が、相模原市公契約条例の対象業務となったことにより、労働意欲の向上につながったと感じますか。

感じる	感じない	無回答
97人	40人	8人

主な意見

- ①労働意欲の向上は下限額だけではなく、労働条件・労働環境・人間関係等多くの問題が含まれている。
 ②より一層の責任を感じます。
 ③時給が高くなると一時間無駄にしたいと思う。
 ④安ければいい、という風潮がなくなったことでより仕事内容に対する評価が重要になってくるのでは、という期待感があります。
 ⑤昇給となったが作業人員の減少で仕事がきつい。
 ⑥時間の割り振りにより作業が進めやすくなった。

質問3 あなたは、ご自身が働いている仕事が、相模原市公契約条例の対象業務となったことにより、仕事の質の向上につながったと感じますか。

感じる	感じない	無回答
90人	48人	7人

主な意見

- ①お金によって仕事は良くなる。人と人の良いつながりだと思う。
 ②頑張ろうという意欲がきれいにつながります。
 ③時間、人員不足による余裕のない毎日の状況では向上心は無理なのでは。
 ④今すぐ質の向上につながるとは思わないが、対象業務になったことにより先行きはとっても良くなると感じます。
 ⑤作業時間短縮により悪化？
 ⑥時間をかければ何でも良いではなく、早くて良い品質という考えを持つようになった。

質問4 あなたは、相模原市公契約条例は必要と思いますか。

思う	思わない	無回答
117人	18人	10人

主な意見

- ①時給が上がることには賛成だが、必要かどうかはわからない。
 ②公契約条例があるから安心して働けます。
 ③維持管理業務は明確な形が見えないため軽く見られがち。一定以上の報酬を保障することは必要。
 ④この条例で不当な報酬が無くなるはずなので必要だと思う。
 ⑤賃金が低いと労働力の低下につながり、あまり良い結果にならないと思う。
 ⑥近い将来は必要になると思います。
 ⑦対象外施設との格差があるので全施設対象になるなら必要。

性別	男性	女性	無回答
	52人	60人	33人

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	無回答
	0人	4人	28人	18人	16人	70人	9人

公契約条例の施行状況等に係る対象業務委託契約受注者聴き取り調査票

調 査 日 _____

事 業 者 名 _____

担当者氏名 _____

質 問 事 項

○条例の内容（労働報酬下限額、申出、不利益を受けないこと等）の周知について

○周知方法について

○平成24年度労働報酬下限額は885円について

○最低賃金法の最低賃金額より高い労働報酬下限額を設定することについて

○今後、労働報酬下限額が引き上がった場合に貴社に生じる課題や問題点について

○条例第1条の目的について

○労働状況台帳の作成は事務的な負担になっていますか。

○公契約条例に係る貴社のご要望・ご感想について

相模原市公契約条例の施行状況等に係るアンケート

質問 1

あなたは、ご自身が働いている仕事が、相模原市公契約条例の対象業務であることを知っていますか。

() 知っている () 知らない

質問 2

あなたは、ご自身が働いている仕事が、相模原市公契約条例の対象業務となったことにより、労働意欲の向上につながったと感じますか。

() 感じる () 感じない

自由にご意見をお書きください。

質問 3

あなたは、ご自身が働いている仕事が、相模原市公契約条例の対象業務となったことにより、仕事の質の向上につながったと感じますか。

() 感じる () 感じない

自由にご意見をお書きください。

質問 4

あなたは、相模原市公契約条例は必要と思いますか。

() 思う () 思わない

自由にご意見をお書きください。

質問は以上です。ご協力たいへんありがとうございました。この用紙を封筒にいれて事業者にお渡しください。よろしければ、お名前、性別、ご年齢を教えてください。

お名前 _____

性別 男性 女性

年齢 10代 20代 30代 40代 50代 60代以上

お問い合わせ：電話 042-769-8217 契約課 担当 田中・園田

☆協力いただきましてありがとうございました☆